

会議顛末・報告書

	記録者	本間 寛章
件 名	令和4年度 龍ヶ崎市空家等対策協議会	
年 月 日	令和5年2月16日(木)	
時 間	午前10時00分から午前11時30分	
場 所	地域福祉会館 大会議室	
出席者	<p>【空家等対策推進協議会委員】 大橋会長・札幌副会長・川上委員・小島委員・植木委員・白岩委員・蛭原委員・辻村委員・舟山委員・徳山委員・遠藤委員・池田委員・神保委員・中島委員・福田委員・松尾委員 計16名</p> <p>萩原市長(途中退席)</p> <p>【傍聴者】 なし</p> <p>【事務局】 市民生活部:荒楨部長 生活安全課:重田課長・糸賀課長補佐・三澤副主幹・記録者 都市計画課:北島課長補佐・窪田副主幹 環境対策課:渡辺課長 税 務 課:大堀課長 計9名</p> <p style="text-align: right;">合計26名</p>	
内 容	<p>※ 別添資料に基づき本協議会を開催した。</p> <p>(発言者)</p> <p>資料1 空家等の改善例(3枚) 資料2 空家等の成約例(2枚) 資料3 空家等対策計画目標値の修正(2枚) 資料4 令和4年度空家バンク実績一覧(1枚) 資料5 空家等の情報発信(1枚) 資料6 移住・定住イベントへの参加(1枚) 資料7 相続財産管理制度の活用 資料8 生前整理講演会の開催状況 資料9 空き家スキルアップ講座(2枚) 資料10 所有者不明土地関連法の施行(1枚) 資料11 生前整理の必要性(1枚) 資料12 財産管理制度の比較(1枚)</p> <p>参考資料 空家等対策推進協議会委員名簿</p>	

<p>大橋会長</p>	<p>開会</p> <p>本日は第二回の空家等対策推進協議会ということで、これまでの推進状況とこれからの取組について審議していただきます。久しぶりに対面式でございまして、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。</p> <p>本日はどうぞよろしくお願いいいたします。</p>
<p>事務局(糸賀)</p>	<p>昨今のコロナウイルスの感染拡大防止の観点から本協議会も書面での開催が続き、生活安全課空家対策室の発足後、対面での開催が初めてとなりますので、ここで委員の皆様をご紹介させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(※出席委員の紹介)</p>
<p>事務局(糸賀)</p>	<p>なお、本日は「茨城土地家屋調査士会 野口さま」「茨城県南水道企業団 小嶋さま」「竜ヶ崎警察署 岩瀬さま」が都合により欠席となります。</p> <p>以上 19 名の皆様と市長を加えました20名となります。</p> <p>最後に「萩原市長」より挨拶をお願いいいたします。</p>
<p>萩原委員</p>	<p>おはようございます。市長の萩原でございます。</p> <p>本日は、大変お寒い中、龍ヶ崎市空家等対策推進協議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃より市政全般にわたり、多大なるご理解とご協力を賜りまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。</p> <p>全国的に空家問題が顕在化し、空家等の特別措置法が施行されたことを契機として、当市におきましても空家等対策推進計画を平成 28 年度に策定し、本格的に空家対策が開始され、当協議会での対策に向けた議論を踏まえながら、適正管理や利活用の両面において様々な取組を進めてきたと伺っています。</p> <p>一方で、空家を取り巻く環境は、少子・高齢化の進行など、依然として厳しい状況にあり、適切に管理されていない空家等の問題は多岐にわたっており、なかなか改善が難しいものもございまして。</p> <p>そうした中で、本日お集まりいただきました委員の皆様は、各分野でご活躍され、地域の課題などにも精通されておりますことから、当市の実情にあった、空家等に関する諸問題の解決に向けまして、活発な議論をいただければと思います。</p> <p>市長になって約1年経ちました。現在、人事面で役所内の機構改革を検討しているところです。その政策の中でも空家対策についてしっかりと取り組んでまいります。特にこの分野については地元の皆様と協力することが地域を守ることに繋がると考えております。</p> <p>本日は皆様方の忌憚のないご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。</p>

事務局(糸賀)	<p>ありがとうございました。 委員の皆様任期につきましては、令和5年12月23日までとなります。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>また、新年度(4月)になりましたら、人事異動などによる異動もあるかと思いますので、確認を含めた文書を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>市長については、この後、別の公務のため、ここで退席させていただきます。</p>
萩原委員	<p>申し訳ございません。よろしくお願いいたします。</p>
事務局(糸賀)	<p>続きまして本協議会の事務局職員の紹介をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(※出席した事務局の紹介)</p>
事務局(糸賀)	<p>それでは、はじめに委員の出席者数を確認させていただきます。 委員総数 20 名のうち、出席者が16名、欠席者が4名でございます。</p> <p>出席委員が過半数に達しておりますので、龍ヶ崎市空家対策推進協議会条例第6条第2項の規定により、本会議が成立したことを報告いたします。</p> <p>次に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。会議資料につきましては、事前に送付しておりますが、ご確認をお願いいたします。 資料としましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第1枚と1から6ページまでの本文。 ・机前にお配りした「資料1」「資料2」をあわせて次第に記載しております資料1から資料12。 ・参考資料として、当委員会の名簿1枚。でございます。 <p>議事に入る前に、会議録の作成及び公開について確認を行わせていただきます。</p> <p>まず、会議録の作成は事務局が行い、発言内容のほか、発言者の氏名についても明記するものとさせていただきます。</p> <p>また、事務局が作成した会議録につきましては、会長及びこの後、会長から指名されたお二人の会議録署名人のご確認・ご署名をいただいた後、議事の「空家等対策の進捗状況の概要について」は議事や資料の内容に個</p>

大橋会長	<p>人情報が含まれていることから非公開とし、それ以外のものについては、公開とさせていただきます。</p> <p>このため、非公開部分の資料及び議事録につきましてはホームページ等での公開は致しませんのでよろしくお願いいたします。</p> <p>ここからは、「大橋会長」が議長となりまして進行をお願いいたします。</p> <p>では、はじめに、本日の会議の議事録署名人を指名させていただきます。</p> <p>今回は「小島委員」と「徳山委員」にお願いします。</p> <p>(両名承諾)</p>
大橋会長	<p>それでは、会議次第に沿って議事を進行してまいります。</p> <p>「1 空家等対策の進捗状況の概要について」事務局から説明をお願いします。</p> <p>(※議事「1 空家等対策の推進状況の概要について」は個人情報を含むため非公開)</p>
大橋会長	<p>続いて、「令和4年度の主な取組事項」について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(三澤)	<p>「2 令和4年度の主な取組事項について」資料 3～9を見ながら説明。</p> <p>「空家等対策計画の指標等の見直し」 「空家バンク制度の活用の推進」 「市公式LINEを活用した空家等所有者等への周知」 「移住フェア等イベントへの参加」 「相続財産管理人制度の活用」 「生前整理講演会の開催」 「研修会等への参加」</p> <p>上記の取組について担当より説明。</p>
大橋会長	<p>ありがとうございます。「今年度の取り組み等について」説明ありました</p>

	<p>が、これについて何かございますか。</p> <p>～ 質問・意見 ～</p>
遠藤委員	<p>私自身、日本FP協会に所属しております。移住フェア当日はFP協会としてブースを出展しました。その中で多くあった相談が【空家を活用した際の住宅ローン】【移住先での生活費がどのくらいなのか】の2点。</p> <p>高齢化が進む中で様々な問題も出てきているものと思うが、法律の改正などの情報を市民へ周知してもらいたいです。</p>
事務局(本間)	<p>移住フェアについてはまちの魅力創造課と共同出展したもので、物件情報をブースに掲載するなど、空家対策室としての対応を最大限に行ってきました。デジタルマップ内に生活環境をイメージできる施設を落とし込んだり、家賃相場などを都心と比較したデータで掲載するなど当市での生活をイメージした発信をしてきました。</p> <p>お客さまの反応などから、市の職員としても龍ヶ崎市の魅力やポテンシャルに気付かされた良い機会となりました。</p>
徳山委員	<p>身体や心の不自由な方の相続関係など生前整理などで苦労している案件なども多く経験してきました。亡くなった際に荷物の整理などで、ゴミの処理問題と最初にぶつかります。他の自治体においてもどこに相談したら良いか明確でないため、処分までに時間を要してしまうことが大きな課題です。</p> <p>家に関して一括相談できる窓口があれば嬉しいと考えています。</p> <p>家を含めた資産の整理には亡くなる前からの相続関係の把握がいかに大切かを伝えてきました。市としては空家対策と併せて、荷物整理など事後対処の両面からアプローチをしてもらいたいと考えています。</p>
事務局(糸賀)	<p>ゴミの対応については個別事業者の紹介ができないのが行政としてもどかしいところです。</p> <p>空家対策室のワンストップを心がけているが、庁内で横断的に対応できるような体制は整えているため、専門的な案件の場合には担当課同席でお話を伺うなどの対応をさせてもらっています。</p>
植木委員	<p>空家がどのくらいで売れるのか気になっている方もたくさんいると思います。国交省において、登記情報を基に購入者に対して購入価格のアンケートを実施しています。その情報を不動産鑑定士協会のHPに全国の取引価格を掲載しており、方向性を迷っている方の後押しになるのであれば、行政から周知してもらいたいです。是非、有効に使っていただきたいのでご紹介させていただきます。</p>
大橋会長	<p>その他に委員の皆様、あるいは事務局から何かございますか。</p> <p>特にないようですので、続いて「3 今後の取組みの方向性について」事務</p>

	局より説明をお願いします。
事務局(三澤)	「3 今後の取組みの方向性について」資料10～12を見ながら説明
大橋会長	ありがとうございます。「3 今後の取組み等について」説明ありましたが、これについて何かございますか。
	～ 質問・意見 ～
札幌委員	宅建協会と共同で開催の不動産相談会の会場はどこになるのでしょうか。 また周知はどのように行っていくのでしょうか。
事務局(本間)	会場はサプラ2階の多目的ホールです。個人資産のお話になるため、オープンなところは選ばず、個室を確保しました。 市広報紙「りゅうほー」の3月前半号に移住定住・空家対策特集ページでの掲載を予定しており、その最後に相談会案内のバナースペースを確保しています。3月6日に発行のため、同じタイミングでSNS等にアップする予定で進めています。
辻村委員	宅建協会としても地域のフリーペーパー(エリート情報)に掲載を依頼しています。おおよそ開催の1週間前に配布される予定です。
小島委員	相続財産管理人制度については、私自身の経験からすると亡くなった方に相続人がいなかった場合、家のみに限らず、遺骨やお墓の整理までを管理人が行わなければならない大変な制度であります。 法改正によってハードルが下がることが想定されるが、詳細の連絡は司法書士会の方にも届いていないため、明言できないが前向きな制度であることを期待しているところです。
大橋会長	松葉・長山地区は特に高齢化が進行しています。終の棲家として住み続ける人が多いが、2割程度は、この土地を離れる選択を検討している人もいます。 ニュータウンは一斉に高齢化が進んでいることをふまえて同地区を中心に効果的な調査・対策を進めてもらいたいと思います。 他に委員の皆様、あるいは事務局から何かございますか。ないようですので、これで令和4年度第2回会議を閉めさせていただきます。 ありがとうございました。 進行を事務局にお返しします。 本日は長時間に渡り、慎重なる審議ありがとうございました。

事務局(糸賀)	<p>委員の皆様には各方面からの貴重なご意見をいただきました。空家対策につきましては、多岐に渡る問題の中で、課題を1つずつ潰してきたところです。今後も法改正などがあるなかで、皆様にも情報共有や引き続きのご意見を伺いながら、進めていければと考えております。</p> <p>会議で使用しました「資料1」「資料2」につきましては回収させていただきますので、机の上に置いておいてください。</p> <p>次回の協議会につきましては、新年度となりますが、開催につきましては、改めてご通知いたします。何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p> <p>閉会</p>								
要措置事項									
情報公開	<table border="1"> <tr> <td>公開</td> </tr> <tr> <td>部分公開</td> </tr> <tr> <td>非公開</td> </tr> </table>	公開	部分公開	非公開	<table border="1"> <tr> <td>非公開(一部非公開を含む)とする理由</td> </tr> <tr> <td>公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)</td> </tr> </table>	非公開(一部非公開を含む)とする理由	公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)	<table border="1"> <tr> <td>個人の空家等に関する情報があるため</td> </tr> </table>	個人の空家等に関する情報があるため
公開									
部分公開									
非公開									
非公開(一部非公開を含む)とする理由									
公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)									
個人の空家等に関する情報があるため									
令和 年 月 日									
会長		印							
議事録署名人		印							
議事録署名人		印							

龍ヶ崎市役所市民生活部生活安全課